

半田市防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、安心して暮らせるまちを実現させるため、防犯カメラを購入及び設置する者に対し、その費用の一部を補助することにより、市民の防犯意識の向上並びに犯罪の未然防止及び早期発見を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 画像 防犯カメラに記録された画像及び動画をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の未然防止及び早期発見を目的として、自ら居住する住宅に隣接する公共空間から容易に認識可能な位置に継続的に設置し、その住宅の敷地内及び必要最小限の公共空間を撮影するために、1日24時間継続的に稼働し、屋外の既存の家屋や設備に固定して設置されるカメラであり、かつ、撮影した画像を記録する装置又は機能を有する新品のものをいう。ただし、録画機能付きドアホン等を除く。
- (3) 表示板 看板、ステッカー等により、自らが居住する住宅の敷地内に防犯カメラが設置されていることを明示する新品のものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日において市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により半田市の住民基本台帳に記録されている満18歳以上の者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有しない者。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 防犯カメラ及び表示板（以下「防犯カメラ等」という。）を設置する市内の住宅に現に居住する世帯の世帯主。
- (5) 防犯カメラ等を設置する住宅を所有する者又は当該住宅に防犯カメラ等を設置することに関しその所有者等の同意を得ている者。
- (6) 本人又は同一世帯に属する者が、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯カメラを購入した日の属する年度の4月1日から翌年の3月末までの間に料金の支払いが完了する経費のうち、次に掲げる費用とする。

- (1) 防犯カメラの購入費用
- (2) 前号を販売する者による、当該防犯カメラの設置工事費用
- (3) 表示板の購入費用（この要綱に基づき防犯カメラの購入費用の補助金を同時に申請する場合に限る。）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、10,000円を上限とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(事前の手続き)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、防犯カメラ等を設置する前に、防犯カメラ等を購入する日の属する年度の4月1日から翌年の2月末までに、氏名、住所及び連絡先を市長に提出し、事前受付番号を取得しなければならない。

2 市長は、前項に規定する期間内に、補助金の交付にかかる予算が不足するおそれがあると認めるときは、事前の手続きを中止することができる。

(交付申請)

第7条 申請者は、防犯カメラ等の設置が完了したときは、前条の手続きを終えた日から起算して1か月を経過した日又は当該年度の3月末のいずれか早い日までに、半田市防犯カメラ設置費補助金交付申請書兼請求書(様式。以下「交付申請書」という。)に必要事項を記入の上、誓約及び同意し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 購入した防犯カメラ等の購入日、販売店の名称及び所在地の記載がなされた、領収書又はレシートの写し

(2) 購入した防犯カメラの保証書、取扱説明書又はカタログの写し等、その防犯カメラの型番及び機能が確認できるもの

(3) 防犯カメラ等を設置したことが確認できる写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第三者から賃借する住宅に居住している者が補助金の交付を申請する場合は、住宅の所有者又は管理者の同意を得て、前項に規定する交付申請書の所有者同意欄に同意を得た者の氏名、住所、連絡先を記載するものとする。

3 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得たうえで、住民基本台帳を閲覧することができる。なお、同意しない申請者は住民票の写しを提出するものとする。

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条第2項の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 交付の決定及びその通知は、補助金を交付すべきものと認めた交付対象者が交付申請書内で指定する銀行等の口座への入金をもって行うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請等の不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第2条又は第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金

が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

(検査等)

第11条 市長は、補助事業の執行に関して必要があると認めるときは、交付決定者に対して、補助事業に関する必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、速やかに市長の求めに応じなければならない。

(財産の処分制限)

第12条 補助金の交付を受けて設置した防犯カメラは、交付決定を受けた日から起算して1年間は、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、売却及び廃棄等の処分をしてはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(危険負担等)

第13条 補助金の交付を受けて設置した防犯カメラの施工後に生じた侵入盗等による被害や、その他関係者との間で生じた問題について、市はその責を負わない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式（第7条関係）

令和 年 月 日

（あて先）半田市長

〒

申請者 住所 半田市
（世帯主）
 氏名
 生年月日 大正・昭和・平成・西暦 年 月 日
 電話番号 () -
 事前受付番号

半田市防犯カメラ設置費補助金交付申請書兼請求書

半田市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

防犯カメラを設置する住宅の所在地	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ（記入不要） 半田市	<input type="checkbox"/> 自己所有（家族所有含む） <input type="checkbox"/> 賃貸 → 裏面の同意者名記入
購入日（設置日）	購入日（設置日）	令和西暦 年 月 日
基数及び製品名（型番）	基数及び製品名（型番）	___ 基
補助対象経費 ※ポイント等値引分除く	防犯カメラ購入費用 （設置費用・表示板購入費用含む）	金 _____ 円(税込) ①
補助金交付申請額 （請求金額）	(①×1/2)と 10,000円を比較して少ない額	金 _____ , 000円 (1,000円未満切り捨て)

【振込先】

金融機関	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 信用金庫	<input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所
口座	種別 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号
フリガナ		
口座名義人	(申請者本人の口座に限る)	

※裏面に誓約・同意事項がありますので、必ず申請者が記入の上ご提出ください

添付書類

- 購入した防犯カメラ等の購入日、販売店の名称及び所在地の記載がなされた、領収書又はレシートの写し
- 購入した防犯カメラの保証書、取扱説明書又はカタログの写し等、その防犯カメラの型番及び機能が確認できるもの
- 防犯カメラ等を設置したことが確認できる写真
※表示板の購入費用も同時申請する場合は表示板も含む

誓約・同意事項（ご確認いただき、口に✓を入れてください）

申請にあたり、次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 市税の滞納はありません。
- 同一の世帯で、過去に半田市防犯カメラ設置費補助金の適用を受けていません。
- この補助金の交付の決定及びその通知は、この交付申請書内で指定する銀行等の口座への入金をもって行われることに同意します。
- 防犯カメラは犯罪の未然防止及び早期発見を目的とし、自らが居住する住宅の敷地内に設置するもので間違いありません。
- 愛知県が定める「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に従い、適切に運用するとともに、捜査機関から情報提供に関する協力要請があった場合には、これに応じるよう努めます。
- 防犯カメラ購入施工後に発生した被害や、その他関係者との間で生じた問題について、市が一切の責任を負わないことについて了承します。
- 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、市職員が住民基本台帳に関する公簿の記載事項について閲覧することを了承します。
- 補助金の交付決定を受けた日から1年間は、原則、防犯カメラを補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、売却及び廃棄等の処分をしないことを了承します。
- 防犯カメラを設置する住宅の所有者等は、本人（同一世帯の者を含む。）又は当該防犯カメラの設置の同意をした者で間違いありません。
- 申請内容に虚偽があった場合は、市に対して補助金を速やかに返還します。

（賃貸の方のみ） ※ 申請者で記入可。同意した方が記入する必要はありません

所有者同意欄	所有者氏名 （管理者名称）	
	住所	
	連絡先	（ ） -